

令和6年度 特別支援教育訪問実施要項

美濃教育事務所

1 訪問の趣旨

国の第4期教育振興基本計画の目標7に「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」が挙げられている。その基本施策の一つが、特別支援教育の推進である。

各学校においては、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進すること、学校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築を図ることなど、多様なニーズに応じた教育を実現するために様々なことが求められる。

こうした現状を鑑み、学校のニーズとマネジメントに 대응するとともに、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を実現し、全教職員の実践的指導力の向上及び教育支援体制の充実を図るために特別支援教育訪問を実施する。

2 訪問の対象

- ① 新設特別支援学級がある学校（閉級新設、増級は含まない）
- ② 新設通級指導教室がある学校（異なる障がい種の教室が新設という場合も含む）
- ③ 新任特別支援学級担当教員がいる学校（異なる障がい種の学級を担当という場合も含む）
- ④ 新任通級指導教室担当教員がいる学校（異なる障がい種の教室を担当という場合も含む）
- ⑤ 新任特別支援教育コーディネーター担当教員がいる学校（主担当の場合に限る）

※自校が①～⑤に該当するかしないかを新年度当初に確認し、確実に申請を行う。

3 訪問の内容

訪問の対象	①～④【ケースA】	⑤のみ【ケースB】
参観	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の特別支援学級または通級指導教室 ※1単位時間の参観を必須とはしない。 ※指導案は任意 ・①③の学級の公開授業時間において、一部の児童生徒が交流学級にて学んでいる場合は交流学級の授業を部分的に参観する。 	/
確認	個別の教育支援計画・個別の指導計画，特別支援学級教育課程等個表 対象の学級・対象の教室分のみ	
懇談の対象	授業を公開する教員（交流学級は含まない）と特別支援教育コーディネーター	特別支援教育コーディネーター
懇談の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に関する内容 ・実態把握の仕方 ・交流及び共同学習の仕方 ・個別の教育支援計画，個別の指導計画の作成・評価・引継等 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の整備の仕方 ・職員会や研修会での提案の仕方 ・校内及び市教育支援委員会で協議する児童生徒の判断の仕方
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との相談の仕方 ・関係機関との連携の仕方 	

※訪問の対象が⑤を含む複数の場合は、上記の内容すべてを行う。これを【ケースAB】とする。

4 訪問の形態

- 訪問の内容の【ケースA】・【ケースB】・【ケースAB】のいずれか

5 訪問の回数

- 1回（対象学級・教室や、対象者が複数の場合でも、原則として『学校で1回』の訪問）